福島県自殺対策緊急強化事業民間団体補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 県は、地域における自殺対策を緊急に強化するため、県内における自殺対策に関係する民間団体の活動を支援することを目的とし、福島県補助金等の交付等に関する規則(昭和45年福島県規則第107号。以下「規則」という。)及びこの要綱に定めるところにより、予算の範囲内において補助金を交付する。

(補助対象者)

- 第2条 この補助金の対象者である自殺対策に関係する民間団体とは、次の各号に定める団体をいうものとする。
 - (1) 自殺防止を目的とした電話相談事業を実施している社会福祉法人
 - (2) 自殺防止又は自死遺族支援等の公益的活動をしている団体

(補助対象経費等)

第3条 前条各号の団体に対する補助の対象となる経費、補助基準額及び補助率は、別 表に定めるものとする。

(交付額の算定方法、対象年度)

- 第4条 補助金の交付額は、次により算出した額を交付する。
 - (1) 別表第3欄に定める補助基準額、同表第2欄に定める対象経費の実支出額及び 総事業費から寄付金その他の収入を控除した額を比較して最も少ない額を選定す る。
 - (2) 前号により選定した額に別表の第4欄に定める補助率を乗じて得た額の範囲内において知事が定める額とする。ただし、算出された額に千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(補助金の申請)

- 第5条 規則第4条第1項の申請書は、福島県自殺対策緊急強化事業民間団体補助金交付申請書(第1号様式)によるものとし、その提出期限は、知事が別に定める日とする。
- 2 規則第4条第2項第2号に規定する別に定める書類とは、次のとおりとする。
 - (1) 補助金所要額調書(別紙1)
 - (2) 事業計画書 (別紙2)
 - (3) 収入支出予算書抄本
 - (4) その他知事が必要と認める書類
- 3 申請書及び申請書に添付すべき書類の部数は、1部とする。

(消費税及び地方消費税仕入控除税額の減額申請等)

第6条 補助事業者は、規則第4条の規定に基づき補助金の申請を行うに当たり、当該 補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及 び地方消費税相当額のうち、消費税法及び地方税の規定により仕入に係る消費税及び 地方消費税として控除できる部分の金額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同 じ。)を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税 及び地方消費税仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

2 補助事業者は、規則第13条の規定に基づき実績報告を行うに当たり、補助金に係 る消費税及び地方消費税仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税及び地方消費 税仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

(交付の条件)

- 第7条 規則第6条第1項第1号に規定する別に定める軽微な変更は、次のとおりとする。
 - (1) 別表第2欄対象経費に定める各事業の内容又は補助金の額に影響を及ぼさない と認められる場合において行う補助対象経費の20%以内の減額変更
 - (2) 別表第2欄対象経費に定める各事業の内容又は補助金の額に影響を及ぼさない と認められる場合において行う経費の20%以内の配分変更

(変更の承認)

第8条 規則第6条第1項第1号又は第2号の規定に基づき、知事の承認を受けようとする場合は、福島県自殺対策緊急強化事業民間団体補助金事業変更(中止・廃止)承認申請書(第2号様式)を知事に提出しなければならない。

(申請を取り下げることができる期日)

第9条 規則第8条第1項に規定する別に定める期日は、補助金の交付決定の通知を受理した日から起算して15日を経過した日とする。

(概算払)

- 第10条 知事は、必要があると認めるときは、この要綱に定める補助金について、概 算払の方法により補助金の交付をすることができる。
- 2 前項の規定に基づき、補助金の概算払いを受けようとするときは、福島県自殺対策 緊急強化事業民間団体補助金概算払請求書(第3号様式)を知事に提出しなければな らない。

(完了報告)

第11条 補助事業者は、当該事業が完了したときは、速やかに福島県自殺対策緊急強 化事業民間団体補助金事業完了報告書(第4号様式)を知事に提出しなければならな い。

(実績報告)

第12条 規則第13条の規定による実績報告は、福島県自殺対策緊急強化事業民間団体補助金事業実績報告書(第5号様式)に次に掲げる書類を添えて、事業完了の日(事業廃止について知事の承認を受けた場合においては、承認を受けた日)から起算して30日を経過した日、又は補助金の交付決定があった日の属する年度の3月31日(補助金を全額概算払いにより交付を受けた場合は、当該年度の翌年度の4月30日)の

いずれか早い日までに行わなければならない。

- (1)補助金収支精算書(別紙3)
- (2) 事業実績書(別紙4)
- (3) 収入支出決算(見込) 書抄本
- (4) その他知事が必要と認める書類

(消費税及び地方消費税仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

- 第13条 補助事業者は、補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により補助金 に係る消費税及び地方消費税仕入控除額が確定した場合には、速やかに消費税及び地 方消費税の額の確定に伴う報告書(第6号様式)を知事に提出しなければならない。
- 2 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税仕入控除税額の 全額又は一部の返還を命じることができる。

(補助金の交付の請求)

第14条 補助金交付の決定の通知を受けた補助事業者は、補助事業が完了した場合は、 福島県自殺対策緊急強化事業民間団体補助金交付請求書(第7号様式)を速やかに知 事に提出しなければならない。

(財産の処分の制限)

- 第15条 規則第18条第1項ただし書きに規定する別に定める期間は、減価償却資産 の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定める耐用年数に相当 する期間とする。
- 2 規則第18条第1項第2号及び第3号に規定する別に定めるものは、取得価格又は 用の増加価格が50万円以上の機械、器具その他の備品とする。
- 3 補助事業者は、補助事業が完了した後も、当該事業により取得した財産を善良なる 管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付目的に従ってその効率的運用 を図らなければならない。
- 4 補助事業者は、規則第18条第1項の規定により財産の処分の承認を受けようとするときは、あらかじめ取得財産処分承認申請書(第8号様式)を知事に提出しなければならない。

(会計帳簿等の整備)

第16条 補助金の交付を受けた補助事業者は、補助金等の収支状況を記載した会計帳簿その他の書類を整備し、補助事業の完了した日の属する会計年度の翌年度から起算して5年間保存しておかなければならない。

附則

この要綱は、平成21年8月14日から施行し、平成21年度分の補助金から適用する。

附則

この要綱は、平成22年4月1日から施行し、平成22年度分の補助金から適用する。

附則

この要綱は、平成23年4月1日から施行し、平成23年度分の補助金から適用する。

附則

この要綱は、平成24年4月1日から施行し、平成24年度分の補助金から適用する。

附則

この要綱は、平成25年4月1日から施行し、改正後の要綱の規定は平成25年度分の補助金から適用する。

附即

この要綱は、平成26年4月1日から施行し、改正後の要綱の規定は平成26年度分の補助金から適用する。

附則

この要綱は、平成27年4月1日から施行し、改正後の要綱の規定は平成27年度分の補助金から適用する。

附則

この要綱は、平成28年4月1日から施行し、改正後の要綱の規定は平成28年度分の補助金から適用する。

附則

この要綱は、平成29年4月1日から施行し、改正後の要綱の規定は平成29年度分の補助金から適用する。

IGH 日1

この要綱は、平成30年4月1日から施行し、改正後の要綱の規定は平成30年度分の補助金から適用する。

附則

この要綱は、平成31年4月1日から施行し、改正後の要綱の規定は平成31年度分の補助金から適用する。

附則

この要綱は、令和2年4月1日から施行し、改正後の要綱の規定は令和2年度分の補助金から適用する。

附則

この要綱は、令和3年4月1日から施行し、改正後の要綱の規定は令和3年度分の補助金から適用する。

附則

この要綱は、令和4年4月1日から施行し、改正後の要綱の規定は令和4年度分の補助金から適用する。

附則

この要綱は、令和6年4月1日から施行し、改正後の要綱の規定は令和6年度分の補助金から適用する。

別表

0.1.27			
1 区分	2 対象経費 地域における自殺対策として、次の事業に要する経費で、報償費、旅費、需用費(消耗品費、食糧費及び印刷製本費)、役務費(通信運搬費等)、使用料及び賃借料、備品購入費ア自殺防止に関するシンポジウム等開催事業の拡充を図る事業ウェールの他自殺防止に資すると県が認める事業	3 補助上限額 4,200千円	4 補助率
第2条第2号に定める団体	地域における自殺対策として、次の事業に要する経費で、報償費、旅費、需用費(消耗品費、食糧費及び印刷製本費)、役務費(通信運搬費等)、使用料及び賃借料ア 自殺防止に関するシンポジウム等開催事業イ分かち合いの会等開催事業ウ その他自殺防止に資すると県が認める事業	300千円	

食糧費については、事業当日に必要な最小限ものに限り、後述にない経費または、 後述の費用を超えた場合は全額を対象外とする。講師・講演者・シンポジスト等登壇 者の飲料水等代一人あたり300円以内、同登壇者の昼食代一人あたり1000円以 内、分かち合いの会等の茶菓代は参加想定者数一人あたり500円以内を限度とする。 (費用は全て消費税抜き)

華美なもの、土産代、酒類を伴うもの、懇親や飲食を主目的とした食糧費は対象外とする。